平成２１年（フ）第６８３号
北海道旭川市南４条通22丁目３番地の52
債務者　三浦　弘司
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
北海道深川市北光町１丁目12番８号　三輪正徳方
債務者　吉岡　資郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
北海道旭川市東光15条７丁目３番17号　８号室
債務者　松野　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
北海道旭川市東光15条７丁目３番17号　８号室
債務者　松野　朋代（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛383番地
債務者　江口　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
北海道旭川市豊岡６条４丁目４番11号　ハイツグリーンヒル201
債務者　本田　玲子（旧姓川田・越智）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
北海道旭川市忠和３条５丁目13番22号　谷コーポ２Ｆ201
債務者　鳴海　久恵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
北海道上川郡美瑛町栄町４丁目１番15号
債務者　岡林　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
北海道旭川市豊岡５条７丁目１番42号　レオパレスＡＴ―57―103号
債務者　榊　奈津美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
北海道旭川市東光１条２丁目３番16号　フレッシュマン202号室
債務者　高野　達子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４号
北海道旭川市東旭川北１条６丁目４番４号　ファミーユコーポＡ―２号室
債務者　小野寺　恵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
北海道旭川市３条通２丁目687番地　イワサキビル801号
債務者　青山　進一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
北海道上川郡美瑛町中町３丁目１番25号
債務者　渡邊由喜枝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
北海道旭川市旭岡５丁目３番地の７
債務者　品原　　守
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部